

令和2年 第1回総務経済常任委員会会議録

令和2年1月24日 第1委員会室

○事 件

町長報告事項

- (1) 119番受信用指令台の修理について（消防本部）
- (2) 旧あかしや保育園跡地公園名称の決定について（公園緑地推進室）
- (3) 八雲町地域公共交通網形成計画（案）について（政策推進課）
- (4) 八雲町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画（素案）について（建設課・地域振興課）
- (5) 熊石相沼地区地域会館建設について（地域振興課）

○出席委員（6名）

委員長	三澤公雄君	副委員長	牧野仁君
	横田喜世志君		大久保建一君
	田中裕君		宮本雅晴君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（1名）

議長 能登谷正人君

○出席説明員（20名）

副町長	萬谷俊美君	消防長	大淵聡君
次長	伊丸岡徹君	庶務課長	高橋朗君
消防課長	今村幸一君	警防救急課長	堤口信君
熊石消防署長	荒谷佳弘君	公園緑地推進室長	岡島広幸君
政策推進課長	竹内友身君	政策推進課長補佐	上野誠君
企画係長	多田玲央奈君	企画係主事	浮須慎太郎君
建設課長	鈴木敏秋君	建設課参事	朝倉俊之君
管理係長	作田知宣君	建築係主任	安藤巧君
地域振興課長	野口義人君	地域振興課長補佐	田中智貴君
まちづくり推進係長	佐々木直樹君	建設水道係主査	森綱正君

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	事務局次長	成田真介君
------	-------	-------	-------

【消防本部職員入室】

◎ 開会・委員長挨拶

- 委員長（三澤公雄君） それでは、第1回総務経済常任委員会を始めます。
早速所管から報告をいただきます。

◎ 所管課報告事項

- 委員長（三澤公雄君） 消防本部からお願いいたします。
○消防長（大淵 聡君） 委員長。消防長。
○委員長（三澤公雄君） 消防長。
○消防長（大淵 聡君） 今回の報告事項といたしまして、119番受信用指令台の修理についてございまして、この指令台は、平成23年10月の消防本部改築時に八雲仕様で政策したものであります。主席と副席に分かれておりまして、2台の指令台で対応しておりますが、その内の主席側の指令台において、1月21日頃よりタッチパネル画面が表示されないなどのシステムに異常が発生したため、制作したメーカーに調査を依頼した結果、システムの故障と判断されました。修理には部品交換が必要であるとされたため、3月定例会で補正をしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの、現状の対応といたしましては、指令台1台と緊急電話機を1台から2台に増やして対応をしております。現在、見積もりを依頼中ですが、電話等のあれで聞いたおおよその金額なんです、150万円くらいということで、作業は2日間くらいかかるんじゃないかとされております。できるだけ短時間で安価で済むよう協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上で報告とさせていただきます。

- 委員長（三澤公雄君） はい。報告が終わりました。
委員の皆様から何か質疑・ご意見はありませんか。
○委員（大久保建一君） はい。
○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。
○委員（大久保建一君） 通常こういう機械って償却期間ってどれくらいみてる使用期間なんですか。
○消防長（大淵 聡君） 10年。
○委員（大久保建一君） あと、保証期間というのはないものなんですか。
○消防長（大淵 聡君） ないです。
○委員長（三澤公雄君） あの、簡潔に答えていただきありがとうございます。でも答弁のかたちをとってもらわないと。すみませんけど。
○消防長（大淵 聡君） 委員長。消防長。
○委員長（三澤公雄君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） ありません。それですね、補足ではないんですけども、回線といたしましては 119 番回線はうちでは6本持っております。それでもし足りないという現状は今の現状ではないんですけども、1台増やしておりますので、ないんですけども、もし足りなければそこまで増やせるということはお伝えしておきたいと思います。今の3台で十分に現状としては足りております。

○委員長（三澤公雄君） 補足ありがとうございます。ほかに。じゃあ、1点僕のほうから。

文章作成の癖なのかもしれませんけども、1月21日頃よりタッチパネルが表示されなくなった。ここには職員が多分常時ついているので、はっきりとおかしくなった日時というのは特定されるんじゃないかなと想像するんですけども、どれくらいの幅をもって、頃よりって不確定な表現にしているのかなってというのがちょっと疑問に思ったんですけども。

○消防長（大淵 聡君） 委員長。消防長。

○委員長（三澤公雄君） 消防長。

○消防長（大淵 聡君） 聴取したんですけども、21日の多分、私の予想なんですけども、夜には座っていたほうの●●のほうの画面、タッチパネルの画面なので、常にその画面を見てなくて、モニターのほうを見るんですけども、それで時間の特定ができない。職員にも聴取したんですけども、ちょっとできなかったんで、このような表現にさせていただきました。

○委員長（三澤公雄君） 夜9時頃。

○消防長（大淵 聡君） 夜だとは思いますが。そしてわかって22日にメーカーの人に函館から来ていただいて、見ていただきました。

○委員長（三澤公雄君） 僕がこの質問をしたのは、もうちょっと早くわかってれば、今日の臨時会に間に合ってたかな、なんて思っていたので、9時でしたら22日しか対応できないので、そうですよね。わかりました。

○消防長（大淵 聡君） もうちょっと早く、これ変な話ですけど、これなしでお願いします。変な話ですけども、もう少し早く分かっていたら今回のこれに出してやれたのかなって思いましたけども。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。それでは以上です。ありがとうございました。

【消防本部職員退室】

【公園緑地推進室職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは早速、公園緑地推進室から報告をお願いします。

○公園緑地推進室長（岡島広幸君） 委員長。公園緑地推進室長。

○委員長（三澤公雄君） はい。室長。

○公園緑地推進室長（岡島広幸君） 旧あかしや保育園の跡地の公園名称について、アンケート調査の結果報告及び公園名称が決定したので、ご報告いたします。アンケート調査の結果については、2枚目上段に記載のとおり、あかしや公園が25%、以下記載のとおりであります。公園名称につきましては先月19日に選定委員会を開催し、協議の結果、あかしや公園に決定いたしました。

○委員（大久保建一君） 決定したの。

○公園緑地推進室長（岡島広幸君） 投票数は落部中央公園が1番高かったところでありますが、既存の落部公園との誤認等が懸念されることや、旧保育園名であるあかしやが地域での馴染みがあることから、選定委員会では検討の結果、あかしや公園と決定したところであります。3月定例会において、町の都市公園条例の一部改正にこの公園を追加したものを上程しますので、よろしくお願いいたします。以上、報告とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） はい。報告が終わりました。ありがとうございます。委員の皆さんから何かご発言はございませんか。ないですか。わかりました。それでは、これからあかしや公園はあそこということで、ありがとうございます。

【公園緑地推進室職員退室】

【政策推進課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、次は政策推進課から、地域公共交通網、お願いします。

○政策推進課長（竹内友身君） はい。よろしくお願いいたします。八雲町の地域公共交通網形成計画ということで、今回素案というかたちでお示しさせていただいてございます。これについてはですね、これまで2回の委員会でスケジュールですとか、計画の進捗状況ですとか、ご報告させていただいておりますけども、今回ちょっと素案というかたちで作りましたので、その概要についてですね、ご説明させていただきたいと思っております。

素案の作成にあたってはですね、庁舎内の検討委員会ですとか、八雲町の地域公共交通会議でご意見いただいてですね、取りまとめさせていただいております。この2月からですね、パブコメをやっていますね、3月中旬にまた地域公共交通会議を開催して、最終的に決定してですね、策定というかたちで予定してございます。この計画はですね、八雲の地域公共交通の基本計画ということで策定してございますので、今後ですね、それぞれの地区や地域の各施策についてはですね、今後また具体的に協議検討して、令和2年度以降ですね、優先順位が高いものから段階的に実施していくという予定でございまして、よろしくお願いいたします。 それでは内容について、主事から説明いたします。

○企画係主事（浮須慎太郎君） それではこれより、八雲町地域公共交通網形成計画の素案についてご説明いたします。現況調査や各種調査結果につきましては、説明を省略させていただき、調査結果を踏まえた課題や目標、今後の取組みに関する事項についてのみの説明とさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。計画策定の背景と目的ですが、本計画は、人口減少や高齢化が進む中で、公共交通利用者の減少や公共交通維持のための経費の増加などの課題を解決し、生活に必要な通学・買い物・通院などの移動手段を確保するため、八雲町にふさわしい公共交通網を再構築する基本計画として策定するものであります。次に、2ページ目の下段をご覧ください。本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とさせていただきます。次に4ページをご覧ください。本計画は、第2期八雲町総合計画のスローガンのもと、八雲町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の関連計画との連携・整合を図りながら、町民の移動を支える公共交通の分野における基本計画として位置づけます。5ページから33ページまでの部分につきましては、説明を割愛させていただきます。

34 ページの上段をご覧ください。計画の基本理念を八雲町のひと・暮らし・まちをつなぐ公共交通を未来のために守り育てるとし、取組の方向として下段右側に記載のとおり、1 公共交通手段を適切に組み合わせること、2 中心拠点と地区拠点を確実に結ぶこと、3 地区内の公共交通の確保、4 基幹公共交通との連携、5 公共交通を利用して守るため、町全体で取組むことと定め、目標を設定しております。37 ページをご覧ください。目標1の公共交通を使った外出の増加については、鉄道・路線バスの1日平均利用者を指標1といたしまして、目標値は人口減少による自然減を考慮して、現状維持としております。指標1では利用実績を交通事業者より収集し、毎年、評価を実施いたします。

38 ページ上段をご覧ください。普段外出に公共交通を利用する人の割合を指標2とし、目標値は目的別の利用交通手段割合の10パーセント増としております。指標2では計画最終年に実施するアンケート調査により、評価を実施いたします。下段の目標2公共交通に対する満足度の向上については、鉄道、路線バスによる移動の満足度を指標3とし、目標値は鉄道・路線バスともに、便利と感じている方を50%増、不便と感じている方を50%減とし、満足度の向上を図ります。指標2と同様、計画最終年に実施するアンケート調査により、評価を実施いたします。

次に39 ページ上段をご覧ください。町や地域、将来世代のために鉄道・路線バスの必要性を感じている人の割合を指標4とし、目標値は必要性を感じている人の割合を50%増としております。指標2と同様、計画最終年に実施するアンケート調査により、評価を実施いたします。下段の目標3公共交通に対する認識・理解の向上については、利用基礎知識の認知割合を指標5とし、目標値は各種公共交通の基礎情報について認知されていない割合を50%減としております。こちらも指標2と同様に、計画最終年に実施するアンケート調査により、評価を実施いたします。

41 ページをご覧ください。こちらでは、目標実現のために取り組む9つの事業についてご説明いたします。事業1の既存バス路線の分割や統廃合による路線網の再編では、江差八雲線・松山海岸線について函館バス、近隣市町村と連携しながら再編を図ります。スケジュールは上段が江差八雲線、下段が松山海岸線を示しております。事業2のスクールバス・患者輸送バスなどの運行の効率化では、重複路線の整理など、運行の効率化を図ってまいります。事業3の町民の生活を支援する新しい交通手段の導入では、既存のハイヤー業者を活かしたデマンド交通や循環バスなどの新たな交通手段について、町民と一体で検討を行い、地区ごとに順次検討を進めて参ります。

42 ページをご覧ください。事業4のJR函館本線各駅に接続する交通の確保では、八雲地域のJR本線の各駅と地区を結ぶ移動手段を、地区ごとのニーズを踏まえて検討いたします。次に、事業5の北海道新幹線新八雲（仮称）駅と町内を結ぶ交通の確保に向けた準備では、約10年後の新駅開業を見据え、町民と観光客が利用しやすい交通手段となるよう準備を進めて参ります。

次に、43 ページをご覧ください。事業6の交通手段相互の乗り換えのための交通結節点の確保では、事業1の路線バス再編と併せ、熊石バス停付近を既存の施設を活用するなどし、必要な機能確保のための検討をいたします。次に、事業7の公共交通の存在と利用の仕

方の PR では、既存の公共交通の利用方法を積極的に PR し、利用者が使いやすい公共交通となるよう検討をいたします。

44 ページをご覧ください。事業 8 の町内交通利用と生活行動を結びつける交通系 IC カードなどを活用するシステムや制度の検討では、交通事業者と連携しながら、共通で利用可能なキャッシュレス決済機能の導入に向けた検討を行い、利便性の向上を図ります。次に、事業 9 の利用のきっかけを作る体験会などの実施では、公共交通の利用方法などについて体験会を実施し、利用するという意識の醸成を図ります。

45 ページをご覧ください。表 9-2 の右側の表が先にご説明いたしました 9 つの事業の一覧となっており、取組スケジュールのとおり事業を計画してございます。

最後に 47 ページをご覧ください。図 10-1 では計画推進サイクルを記載しております。個別の施策・事業については、先ほどご説明いたしました 9 つの事業について、利用者数の調査を 2020 年度より事業ごとに随時実施し、その実施状況の評価については、毎年実施いたします。評価を行った中で、取組内容の改善を要する場合は、必要に応じて改善をいたします。目標達成状況の評価については、利用者数調査・IC カード利用実績を交通事業者よりご提供いただき、進捗状況を把握し、その評価は計画最終年に実施いたします。目標や施策、事業などの記載事項の見直しについては、必要に応じて見直しを行い、現状に合った計画となるよう改善を図ってまいります。計画最終年には、計画全体の見直しを行い、計画改定に向けた準備を進めて参ります。

以上、八雲町地域公共交通網形成計画素案の説明とさせていただきます。

○委員長（三澤公雄君） はい。報告が終わりました。委員の皆さんから質疑・ご意見はありませんか。

○委員（田中 裕君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） 形成計画は分かるんだけど、合併して 10 年以上経つ両町が雲石峠の整備計画というのが一向に見えていないんですよ。それでこれだけの資料ができたということになると、やっぱり合わせて整備計画等も所管じゃないかもわからないけども、一緒に進めていったほうが私はより良い事業が消化できるんじゃないのかなと思うんですけどね。なにか雲石峠の整備計画等について、なにか国からの動きとか議会で聞けば陳情していますとかという 10 年以上も同じ答弁よりこないんだけど、もしできたらその辺ちょっと計画があつたら、所管外かもわからないけれども、なにか情報はありますか。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員長。政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） はい。課長。

○政策推進課長（竹内友身君） 277 の関係はですね、今委員おっしゃるように、毎年要望活動をやってるんですけども、大規模な工事に関してはですね、やっぱり開発のほうもなかなか今の状況だと難しいということは言われております。ただ、今の道路の事故防止だとか、そういったところで少しずつ毎年予算をとってですね、やってもらってるんですけども、この間も開発と町長との意見交換の中でですね、今の 277 の整備にあたってはですね、熊石地域での産業振興だとかそういったものもですね、今後考えて展開できていければ、そういう道路の整備もですね、進むんじゃないかということは開発のほうはおっしゃって

ますので、そういった産業振興と合わせてですね、こういったものも絡めて進めていかなければならないかなとは考えてございますけれども。

○委員（田中 裕君） 委員長。

○委員長（三澤公雄君） はい。田中委員。

○委員（田中 裕君） どっかの評論家が言ってるんだけど、合併の効果というのはやっぱり交通網の道路網の整備だと。それが第1番目に優先されなければならないということなんだけど、旧熊石地域のほうのは整備は7、8割終わってるんだよね。頂上からこっちが全然手付かず。やっぱりそういうこと具体的なものをさ、国から引っ張り出さないと、これからまたあそこ統計されてしまうよ。まして新幹線が今工事があちこちでやってる中で、やっぱり同時並行でね、言ってもらえれば私はこの資料は有意義なものになってくと思うんだよね。だから、課長が今答弁したように、同じような答弁を10年以上前に聞いてるんだよね。やるやるやるやるって。だけどやるやるって言ったって口だけであってさ、全然前に進まない。具体的なことも出てこない。もしできたらね、国からそういう施策を引き出してほしいんだよ。いつ頃から何年計画でこういう工事をやると。それを私は陳情効果だと思うんだよね。いかがでしょう。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員長。政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） はい。課長。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員おっしゃるとおり、毎年同じような回答が返ってくるわけですけども、要望活動は活動としてですね、やはり継続して続けなければならないと思いますし、今おっしゃった新幹線の見据えた檜山を含めた観光だとかですね、そういったものもちょっと考えながらですね、逆にこちらのほうからこういう事業があるから整備してくれというような提案の仕方もですね、していかないと駄目なのかなっては考えています。

○委員（田中 裕君） まあ、なるべく急いでください。そうすればこの資料は生きてくるよ。素晴らしいものだと思うよ。以上です。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。

○委員（田中 裕君） ないようですね。終わりました。

○委員長（三澤公雄君） それで41ページの、事業2スクールバス・患者輸送バスなどの、つまり今使っているものに、何か地域住民の提案があったりしたらということだと思うんですけれども、これって2021年、今年が2020年で新年度にまだなっていないんですけども、21年度からは実証運行やってることが書いてありますけども、もっと早く、例えば20年度に入った段階で、もう既に走ってる路線なんですから、その路線沿線に例えば新たにその路線上にここから乗り降りしたいよとかってというような提案だったら、翌年度まで実証を待たなくてもいいのかなと。だから内容によってはもっと早まる可能性があるんじゃないのかなと思うんですけども、その辺はどういうふうに掴んでいますか。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員長。政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） はい。課長。

○政策推進課長（竹内友身君） 今おっしゃりました、スクールバスの住混乗の関係だと思うんですけども、確かに意見交換をやった中ですね、今のバス停というか本当に乗る位置

がいいのかっていうお話もありました。昔、子どもがいたときには良かったんだけど、子どもがいない中で同じようなバス停の設定ってどうなのか。というようなご意見もございましたので、その辺は今委員長がおっしゃるように、例えば来年度からでも検討というか試験的にやってみたらどうだというご意見はですね、ちょっと私のほうでも教育委員会とも連携しなきゃいけないですけども、そういったものは考えれるかなと思います。ただ、今スクールバスが走っていて、スクールバスでしか使っていない路線をですね、例えば住民患者をやるとなれば、また外部機関との関係もございますので、その辺でちょっと時期がずれるのかなというのはちょっと思っていますけどね。

○委員長（三澤公雄君） 今、スクールバスの答弁しかなかったけども、患者輸送バスだって、患者輸送バスだけど、これに書いているように買い物なんかに使いたいというのは、今ではできないんですよ。だからそれを考え方を変えて、実証実験なら2020年度中にも可能なんじゃないかなと思うし、あとは運賃表が既にあるバス路線で、具体的にいうと上八雲線がずっと町の中に来たときに、春日の道路を通っていくときに、春日でも免許返納をしてたり考えてるご老人の目の前をバスが通ってるよね。ここで俺らが乗れるようになればねっていうのが、新幹線の協議会の中で意見が出てたって聞いたんですよ。だからそういうことなんかは、今課長がスクールバスの話をしたけども、その中でもさらにほかに上の湯線もありますからね。運賃表が。その路線の中でも、あれすぐできそうじゃないかなというのは是非詰めて考えてもらえればなと思うんですけども。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員長。政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） はい。課長。

○政策推進課長（竹内友身君） 私たちも計画を取り組むスケジュール間というのはですね、喫緊が桧山海岸線というか熊石側の函バスの縮小ということもございましたので、その辺せたな町とですね連携をとってやってかなきゃいけない部分、優先的にやらないとないというですね、そっちのほうの優先度が高いということで今回計画を立てたものでございます。でするので表現としてですね、そっちが優先になってしまうので、今いったスクールバスですとか患者輸送バスをですね、その次の段階だとちょっと仕分けはしておりますけれども、その辺の言われたこともですね、バス停の位置の変更ですとか、そういったものが可能であればですね、検討は加えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（三澤公雄君） 本当に僕程度の、たまたま聞いたり考えついたってんで、それが広く町民の中だったらもっと具体的で、もっとすぐできるような提案が出てくると思うんですよ。そういうときに今の答弁の延長線上で速やかな対応、スケジュールあり気じゃなくて、そういうようなことを是非考えていけるような余地は残してもらいたいなと思います。

○政策推進課長（竹内友身君） わかりました。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 三澤さんの意見を聞いて、私も41ページを見て、落部地区ですけども、先ほど優先順位の話をしました。聞いてるかと思えますけども、落部地区は今、魚

住病院唯一あったのが、12月末で病院が機能しなくなったんですけども、残念な話なんですけれども。まあその今スクールバス、患者輸送バスの件で、これはやはり優先順位からいったら八雲町内では落部が優先順位が、早急に考えてもらわないと、今スクールバスの利用度はかなり落ちてるんですけども、乗り降りの駐在所ももうちょっときめ細かく乗り降りできるように、今ちょっと描いたんですけども、どういうふうな距離で乗り降りができるかは、これから精査しようとして●●。落部市内でも函館路線バスの5号線沿いでしか乗り降りできない状態ですよ。僕も何回か乗ることがあるんですけども、やはり大体1キロくらいは歩くんですよ。だから距離のある人は2キロくらい歩く。町の中で乗り降りできない場所なものですから、それも鑑みて、もう少し利便性を考えるのであれば、スクールバスも町の中で乗り降りできるように運ぶとか、そういう交通手段を是非考えてほしい。

今、三澤さんが言うとおりの、20年21年、早急にですね、落部地区も高齢者が年々増えています。いろんな面で是非試行的にやるのであれば、落部を重点に、黒岩もそうなんですけれども、ちょっと野田生も兼ねて、路線と連携をとりながらスクールバスの件も再検討してもらいたいなど。今唯一の魚住病院がなくなったってことは大変なことなんです。熊石はまだあるからいいんですけども。今老人ホームも何もない地区ですのでね、デイサービスもなにも、輸送で運んでる状態ですから、そういった不便性をやっぱり考えた場合は、優先順位としては落部地区を積極的に考えてもらいたいと思います。以上です。

○政策推進課長（竹内友身君） 委員長。政策推進課長。

○委員長（三澤公雄君） はい。課長。

○政策推進課長（竹内友身君） 落部地域の交通の関係もですね、今委員がおっしゃったような、魚住医院の話がまだなかったものですから、状況がちょっと変わってきてると思うんですよ。ただそれが公共交通でカバーするものなのか、例えば単独でバスを走らせる目的別でやるのかっていう議論になるのかもしれない。あとは、今おっしゃったスクールバスの利用ということも考えられるかもしれないので、その辺やっぱり状況も変わっていますので、その辺は十分考えていきたいと思います。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。 なければ終わります。

【政策推進課職員退室】

【建設課・地域振興課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） すみませんね。お昼ですけど、続けてやりたいと思います。それでは次は、公営住宅における連帯保証人制度のあり方について、建設課と地域振興課から報告をお願いします。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 本件についてはですね、以前議会の中でも質問があって、皆様方案件として承知はしてると思うんですが、経過としては総務省の行政評価・監視において入居になかなか支障がある方がいるという中で、廃止という方向性が提起されたということと制度を維持したとしてもですよ、地方公共団体が制度をそれぞれ維持したとしてもで

すね、民法の改正がありまして、限度額の設定が必要だというようなことから、本年度中には条例改正をしなければならないという今環境にあるところです。それでもってうちらでも内部検討して3月の第1回定例会のほうにですね、条例改正の提案をしたいという中で、今回素案を皆様方にお諮りしたいということでもありますので、係長のほうから説明をさせます。

○管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 管理係長。

○管理係長（作田知宣君） 公営住宅における連帯保証人の制度のあり方についてということで、資料1のほうをご覧くださいということということでございます。それで、今回連帯保証人制度を検討するに至った経緯とか概要については、先ほど課長のほうから説明をさせていただきましたので、1の概要については割愛させていただきたいと思えます。

2の国の大まかな考え方でございますけども、まず1つめといたしまして、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、より一層保証人を確保することが困難になるということが懸念されているということが1つ。(2)といたしまして、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保を公営住宅への入居の際しての前提とすることから、転換すべきであるという考え方を示したところです。(3)といたしまして、保証人が家賃債務の保証のみならず、実質的に緊急時の連絡先としての役割も果たしていることから、緊急時の連絡が取れるよう、勤務先、親戚や知人の住所などの緊急時の連絡先を提示させることが望ましいということで、これについては連帯保証人制度を廃止したとしても、そういう緊急時の連絡先を提出することが望ましいという考え方でございます。(4)の、仮に保証人の確保を求める場合については、民法の改正の施行に伴いまして、新たに限度額の設定が必要ということになりますので、条例のほうに例えば、家賃が何円から何円、何か月相当分といったような金額を明確に定める必要があるというのが国の考え方でございます。

3番目といたしまして、現在の八雲町の公営住宅における保証制度はどうなっているのかという部分で、(1)なんですけれども、町営住宅の条例におきまして、入居の手続きといたしまして、入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人2名の連署した請書の提出を入居時の条件としているところでございます。それで、この公営住宅における連帯保証人の役割といたしましては、入居者が3か月以上滞納した場合に連帯保証人を町から送付されます、納付資料依頼に基づきまして、入居者に納付指導を行うほか、実質的な緊急時の連絡先としての役割も担っていただいているということでございます。

(2)の連帯保証人制度のあり方という部分なんですけれども、民法の改正法の施行日以降、令和2年の4月1日以後に新たに契約する連帯保証人については、限度額の設定、もしくは連帯保証人制度の廃止のどちらかを検討する必要があるということでございます。で、裏面をちょっと見ていただきまして、なおですね、改正法の施行日前令和2年3月31日までに入居している従前の入居者の連帯保証人については、現行法が適用されるということから限度額を設けなくても引き続き保証契約は有効であるというものでございます。それを踏まえまして、(ア)新連帯保証人についてということで、4月1日以降の保証人のあり方についてという部分なんですけども、公営住宅における連帯保証人制度は、家賃を滞納す

る入居者に対して納付指導などを行うことによる滞納の抑止効果のほか、入居者と連絡が取れない場合などの実質的な緊急連絡先としての役割を担っているところでございます。

八雲町は現行先ほども説明いたしました、同程度以上の収入を有する者としてございまして、住宅に困窮する低所得者に提供する公営住宅の役割を踏まえまして、特に低所得者に住宅を提供するという公営住宅の使命を重視した経緯となっていることから、現在、本来であれば連帯保証人に請求するとかという声が発生するんですけども、実質的には納付指導までに留まっているという部分や入居決定者と同程度以上の収入を有する者という条件にしているということでございます。それで、改正法に基づきまして、限度額を定め、新連帯保証人を求める場合については、今後、限度額を支払う能力のあるものとする必要性があると。そうすると一定以上の収入があるものなど、資格要件を現在より厳格にすることが必要であると考えておりまして、今後ますます新連帯保証人を求めた場合には、なり手が不足することが懸念されるであろうということでございます。また、入居者に滞納が発生した場合、これまで連帯保証人に対しまして、過度の請求、収納対策を強化した平成 21 年度以降においても連帯保証人に対する訴訟等というのは一切行ってございません。それで滞納が生じた場合については入居世帯に対する、生活保護世帯でありますと、代理人納付ですとか分割納付、あとは住宅の明け渡し訴訟や支払い訴訟等により収入率の向上を現在図っているところでございまして、連帯保証人を廃止した場合においても滞納の増加にはつながらないというふうに考えているところでございます。

以上のことから、入居要件としてございます、連帯保証人を廃止せざるを得ないというふうに考えているところでございます。ただ、連帯保証人がですね、現在実質的な緊急時の連絡先としての役割を果たしているということから、1 から 3 に書いております、役割を担う緊急連絡人の届け出を受けることにしたいということで①については、緊急連絡時の対応ですとか、あと②については滞納が発生した場合は、まず債権を請求するのではなくて、納付の指導をしていただく。③につきましては、無断で退去した場合やお亡くなりになった際の、廃止の手続き等の役割を担っていただくような緊急連絡人の届け出をするようにしたいと考えております。

それで今の現在の連帯保証人に対する取り扱いでございますけども、制度上令和 2 年 4 月 1 日以降の現行法が適用され引き続き保証契約が有効でございますけども、4 月 1 日以降の新規の入居者と現在の入居者との間で不均衡が生じるということから、現在の連帯保証人の制度についても廃止することといたしまして、上記 1 から 3 の役割を担う緊急連絡人としての位置づけとして取り扱いたいというふうに考えているところでございます。それで今後のスケジュールといたしましては、3 月開催予定の第 1 回定例会で条例改正案を上程させていただければなというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

委員長（三澤公雄君） はい。説明が終わりました。委員のほうから何かありませんか。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 下段のほうの（１）（２）（３）の滞納発生時の納付指導と書いてあるんですけども、今までも滞納者に対して発生した場合は指導してると思うんですけども、今後も同じような指導方法で考えていらっしゃるのでしょうか。

○管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 管理係長。

○管理係長（作田知宣君） 現在でいきますと、連帯保証人ですので、納付指導依頼じゃなく請求とか訴訟までは行けるんですけども、町としては納付の指導依頼までしかしていないという状況でございます。その仕方としては3か月以上滞納した方については本人に催告として文書を発送するとともに、連帯保証人に対しても、あなたが連帯保証人になっているこの方については滞納がこれだけあったので納付をさせるような指導をしてくださいというような文書を出させていたってんですけども、それと同じようなかたちで納付指導依頼というか、今入居している方がこういう状況なので町からも納付してくださいというお願いはしてるんですけども、連帯保証人というか緊急連絡人さんのほうからも納付するように働きかけしてくださいというような内容では、引き続きやっていきたいというふうには思います。

○委員長（三澤公雄君） いいですか。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 今までのやり方はそうなんですけども、今後ですけども、今までの例から見ても結構滞納者が中には、たくさん滞納してる人もいるんですけども、その指導のあらし方というか、もう少し滞納者に対して納付をですね、わかりやすくというわけではないけど、なんて言うのかな。面会はあるししてない感じもするんですけども。

○管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 管理係長。

○管理係長（作田知宣君） 面会はですね、今、臨戸訪問ってよっぽどでない限りは基本的に出席して払ってください、はしてないんですけども、基本的にこういう状況なので、来庁してくださいと、呼び出して言うんですかね。そして、要はなぜ滞納してるのかという状況も含めて相談に乗りますので、1度来庁して状況をお聞かせくださいみたいな文書を出させてもらっています。

○委員長（三澤公雄君） いいですか。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） あの、すみません。ちょっと勉強不足で。この現在の入居者の滞納が発生した場合、生活保護世帯の代理納付、分割納付って、これどういうことなのか教えてほしいのと、あと現在の連帯保証人については、廃止することとしということなんだけど、これは現在の連帯保証人に対しても廃止することを通知するということなのかどうかを教えてください。

- 管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。
- 委員長（三澤公雄君） 管理係長。
- 管理係長（作田知宣君） まず、ここに書かれている生活保護世帯の代理納付という部分なんですけども、これについては生活保護を受けている方の手元に行く前にこちらのほうに納めてもらうという、そういう代理納付という考え方でございます。それでこの分割納付というのは生活保護世帯のということではなくて、一括で全額支払いができないような方については、月、現在の家賃分プラス滞納分を分割で支払う。1か月2万円とか3万円とかかってというような相談に応じながら誓約書を交わしているという意味の分割です。
- 委員（大久保健一君） 生活保護の代理納付、分割納付ね。
- 管理係長（作田知宣君） そうです。生活保護がという意味合いでいうのは代理納付でという考えで。
- 委員（大久保健一君） 了解。
- 管理係長（作田知宣君） それで、現在の連帯保証人につきましては、あえてこちら側から連帯保証人制度を廃止したからというのは、個別に通知はというのは考えてはいないところでございます。ただ、連帯保証人のほうから八雲連帯保証人付けなくてもよくなったんだよね。ということで問い合わせがあった上で、やめたいんだという話があったときには、一応緊急連絡先というかたちで残すというのもありますので、それを説明した上でそのまま引き続き受けてもらうか、もしくは現在2人つけてもらっているのも、もし緊急連絡先、1人にしようか2人にしようかというところなんですけども、そういう意味合いでいくと辞めたいというものをこちら側として一括的にできませんというものではないのかなというふうには考えておりましたので、あえて入居者や連帯保証人さんが、なにか手続きをしなければいけないというようなことは避けたいなというふうには思っております。
- 委員（大久保健一君） はい。
- 委員長（三澤公雄君） 大久保委員。
- 委員（大久保健一君） そしたら現在連帯保証人になっている人では、特別通知はしないということなので、ずっと連帯保証人になってるって思いこんでいる人もいるということではないんだよね。
- 管理係長（作田知宣君） いいと思います。
- 委員（大久保健一君） それと、あと、現在連帯保証人、これからは緊急連絡人というかたちになるんですけども、これも入居時には求めるんだろうけども、現況調査みたいなのは毎年、どのくらいの頻度で行っているんですか。
- 管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。
- 委員長（三澤公雄君） 管理係長。
- 管理係長（作田知宣君） この部分につきましては、大変申し訳ない部分なんですけれども、滞納が出てきた際には全部調べてるんですけども、滞納が出てない人ですとか、何も問題が発生していない人については、さすがに連帯保証人がこうですかという確認までは、今のところしていないというのが現状でございます。滞納した場合には、連帯保証人さんがいるにはいると思うんですけども、その方がどこに住んでいるとかと調査した上で書類を送

付させてもらうんですけども、基本的にそうになっていない方については、何年かに1回とかっていかたちではちょっと確認まではしてなかったというのが現状でございます。

今後については、緊急連絡先というのがメインになるということになりますので、毎年確認作業は、なんらかのかたちでしていく必要があるのかなど。今までですと保証人というかたちで明確に緊急連絡先と位置付けにはなっていないものから、今後は緊急連絡先という位置づけになりますので、そういう意味合いで入居者の方から、毎年収入申告というかたちで申告をいただいておりますので、そのときに毎年1回は役場のほうに来庁していただく機会というものがありますので、そのときにでもその方について確認行為というのをはしていったほうがいいのかというのをお考えしております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） そしたら現在連帯保証人になってる人に連絡先の通知をやらなくても、緊急連絡先のままでいいですよって確認言ったらわかっちゃうんじゃないの。

○管理係長（作田知宣君） わかっちゃうというのは。

○委員（大久保健一君） 理解するんじゃないの。言わんとしていることは、定期的にやっぱり確認はしないとなんないよって。それを先んじて言ってくれたのでいいと思いますけど、それをはっきりとさせたほうがいいと思います。

○管理係長（作田知宣君） はい。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

なければこの案件はこの辺で、次の報告をお願いします。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 2つ目の案件、八雲町住生活基本計画及び町公営宅等長寿命化計画素案ということで、本日も審議いただくわけですけども、両計画ともですね、基本的に行政ですから何らかの計画に基づいて事務を執行すると。施策を施行するというのは当たり前ですけども、実態としてはですね、公営住宅の国からの補助金を得るためには位置づけたる計画が必要だというようなことで、2つの計画が位置づけられていると思っていただい結構です。それでこの計画が現行では23年から令和2年までの10年間ということになっておまして、次の期間の計画についてですね、見直しとか策定しなくてはならないということで今年度の作業を行っておりました。それで、素案として一応まとめましたので、皆様方からご意見なりをいただきたいということで、それでは係長のほうから説明させます。

○委員長（三澤公雄君） それでは係長のほうから簡潔に。

○管理係長（作田知宣君） はい。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） はい。

○管理係長（作田知宣君） それでは説明をさせていただきたいと思います。資料2のほうを準備していただければなというふうに思います。まず記載されていない事項で申し上げさせていただきますと、本計画の背景と目的でございますけども、八雲町の現状、住まいの住環境の現況から、住宅施策を位置づける総合的な計画ということで、住生活基本計画。そ

れと公営住宅の予防保全的な管理、長寿命化による更新コストの削減と事業の平準化と公営住宅の将来の活用手法及び長期的な維持管理修繕改善を位置付けた公営住宅の長寿命化計画を平成 23 年 3 月に策定をさせてもらったんですが、来年度で策定後 10 年経過するというので、今回計画の見直しをするものでございますけども、本計画の位置づけでございますが、第 2 期八雲町総合計画を上位計画とし、その他八雲町の関連する計画と調整連携を図っていくということでございまして、なお、本計画のメインとなる部分はあくまでも公営住宅と長寿命化計画でございますけども、国や道の指導によりまして、公営住宅と長寿命化計画の上位計画にあたる住生活基本計画を一体的に策定をなささいということをお求められていることから、2 つを併せて策定した上で見直しをするというものでございます。

それでは資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。まず住生活基本計画の部分でございますけれども、1 ページをご覧くださいというふうに思います。①の八雲町の現況で人口・世帯数や、年齢構造と、②の住まい・住環境の現況で、居住状況や・・・

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○管理係長（作田知宣君） はい。長いですか。

○委員長（三澤公雄君） 事前配付してもらってるので、目を通してというのが前提で、いきなり質問を受けてもいいかな。

○管理係長（作田知宣君） それでも大丈夫です。説明割愛ということで。

○委員長（三澤公雄君） ごめんね、出番減って。それで事前配付された資料なので、お目を通しされているというのが前提で進めます。質問はありませんか。

○委員（田中 裕君） ないようですね。

○委員長（三澤公雄君） ないですか。ではちょっと 1 点だけ。1 ページの最後のほうに、災害に強くなって、これは、担当課からいったら強固な部分をしてるんだと思うんですけども、先ほどの案件の説明の中で、いろいろ住んでいる方の情報なんかを持っていますよね。でも災害のときに避難だということで、町内会単位で動くんだと思うんですけども、そういった公営住宅があるときの町内会が情報を把握するときに建設課としてはスムーズに町内会の災害に関する備えの計画づくりだとか、実際の活動をする上でそういう町内会が、フットとえばおかしいけども、情報提供を求めたときにそういったものは提供されるのか、そもそも災害の避難計画なんかには建設課のほうも公営住宅の管轄では入っているのか、ちょっと疑問が残るんですけども。ちょっと、今日の説明とかは用意してないかもしれませんが、答えられる範囲でお願いします。

○管理係長（作田知宣君） まず、入居者の状況ですとかという部分については、基本的に名前ですとかという部分は町内会のほうにはありきたりな回答になっちゃうんですけども、個人情報の関係なので、出せないという部分はあるんですけども、例えばの話ですけども、あそこいつ行ってもいないよだとか、あそこ空いてるのか空いてないのか分かんないんですけどという部分については、名前とかそういう状況がわからない範囲で、例えば入院してるって話を聞いてましたよだとか、長期で例えば空き家になっていますとかっていう部分での情報、問い合わせがあった部分については、そういう情報提供的な、年に何件か町内会長さんのほうから、あそこの家いつ行ってもなかなかいないみたいなんだけど、という問い合わせに対しても、仕事してるので日中はいないから、もしかしたら夜いるのかもしれない

せんよだとか、何か月か入院するみたいな話を聞いてましたよってというような情報提供は問い合わせがあればさせていただきます。

それで災害の計画の部分に関して、公営住宅、直接的にどうこうというのはもしかしたらないのかもしれませんが、一つ考えられるとすれば、災害により住む場所とかがなくなったよという際の緊急的な入居先としての位置づけとしてはあるのかなというふうに思います。そういうのは条例の中でも緊急時の場合は何か月につき、災害の場合は入居することができるよというような規定になってるので、そういう際には空家の公営住宅も活用できるのかなという部分でいくと、そういう部分では災害の部分との合致というのも若干、全くないわけではないのかなというふうには考えています。ちょっと答えになってるかわからないんですけども。

○委員長（三澤公雄君） 答えが確認できました。ありがとうございます。ほかにありませんか。なければ、ありがとうございました。

【建設課職員退室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、熊石相沼地区地域会館建設について、地域振興課から報告をお願いします。

○副町長（萬谷俊美君） 委員長。副町長。

○委員長（三澤公雄君） 副町長。

○副町長（萬谷俊美君） 今回の相沼地区地域会館の建設につきましては、12月定例会において常任委員会報告をさせていただいたところでございます。その中で議員の皆様から建設場所についての防災機能のほうのご意見をいただいたところでございます。そのご意見の内容を受けまして、改めて各町内会のほうにお集まりいただいて、再度協議のほうを設けて考え方を整理させていただいております。その結果について、担当のほうからご説明させたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 委員長。まちづくり推進係長。

○委員長（三澤公雄君） まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） それではまず、町の方針について改めて説明をさせていただきますが、折戸・相沼方面の会館につきましては、長年にわたってですね、地域から建て替えの要望がありまして、3町内会で2か所ある会館、折戸振興会館と相沼母と子の家を解体しまして、新たな地域会館1棟を建設するという方針だということで、地域の合意を得ていたところでございます。

建設にあたっては、町の公共施設と総合管理計画に沿って公共施設の集約、あとは施設の多機能化、あとは複合化という観点から、老朽化が進んでいる泊川地区にある、消防分遣所の機能移転もですね含んだかたちで、消防車車両格納庫ですね、を併設すること。さらには会館建設のですね、一連の事業に旧相沼小学校校舎及び体育館の解体工事も含めまして、財政的に有利な起債を使いながら公共施設の集約を図っていきたいというふうに考えています。

建設場所の再協議の結果についてですが、前回の当委員会でご意見をいただきました、避難場所、避難所機能について、再度、折戸、相沼2区、相沼3区の町内会の役員を中心に議論を進めてまいりましたが、折戸・相沼地区に想定される災害には、津波のほか河川氾濫、あと土砂災害がありまして、それらをすべてを回避できる建設場所がないということからですね、地域会館と避難所、避難場所両方の機能を兼ねる施設を作ることができないという結論に至りました。

地域会館としての利便性を考えれば、かつて地域コミュニティの中心であった旧相沼小学校の跡地に地域の誰もが使い易い施設を建て、新たな地域コミュニティの中心として活用していきたいというのが地域の総論でございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

○委員長（三澤公雄君） 質疑の前に1つ確認したいんですけれども、前回の定例会中の総務常任委員会のあとに、副町長のほうから再度町内会と会合を持ったといわれましたけども、それは今係長からも言ったみたいで、役員だけの会議だったんですか。

○副町長（萬谷俊美君） 委員長。副町長。

○委員長（三澤公雄君） 副町長。

○副町長（萬谷俊美君） とりあえず各町内会の役員の方には集まっていたいて、議会に説明をした結果、避難所機能もあわせて検討したほうがいいのではないかとということをおっしゃられたので、皆さんの再度、建設場所についてご意見を伺いたいという話をさせていただきました。そして、役員だけだと地域の町内会会議の合意形成が図られないということで、こちらのほうから各町内会に意見の集約方法はお任せして、ある地区はアンケートを全戸配布して回収した部分、それと、臨時総会を開いて、総会の中で確認をとったということで報告を受けておまして、いずれの町内会もそういった方法で建設場所については、やはり地域コミュニティが第1で、高齢化が進んでいる中で気軽に集まりやすい場所に建設すべきではないかという意見で、それぞれの町内会がですね、一致して早く老朽化もしてるし建てていただきたいという希望でございました。

どうしても避難場所ということを考えれば、先ほど説明したように、津波にしても河川氾濫にしても、一定程度の高さが必要な場所というふうになれば、水道の排水地の場所か、ずっと山のほうに行かなければならないということになればですね、非常に使い勝手の悪い地域会館ということになるということで、皆さんもそれに対して理解をしていただいたと。そして、津波の避難にしても河川の氾濫にしても地域の人は避難場所として会館も全く考えていないと。高台に逃げるんだということで、小学校があった時代からそういった避難訓練も実施して、そういった防災意識は強いので、それは悪いけども考えないで建てていただきたいということで言われたのは正直なところです。

○委員長（三澤公雄君） はい。それを踏まえて質疑にはいります。委員のほうからご発言はありませんか。

○委員（田中 裕君） はい。委員長。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） 時間も時間ですので、簡潔にいきたいと思います。今、副町長が言うように、地域会館としての位置づけを進めたいということで、そこは理解したんですけど

も、この振興会館と、母と子の家の解体、相沼小学校の校舎の解体、体育館の解体、総事業費はどのくらい想定してる？振興会館と母と子の家はすぐやれるけども、今熊石高校を解体してるけども、あれだけで2億くらいかかってるようなんだ。そうすると相沼小学校と体育館をやるとなると、大体1億円くらいの予算。それは先ほど係長は、新たな起債を求めていきたいというんですけども、これは全額町負担になっていくのかな。その辺どういう見解でしょうか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 財源の問題ですけども、相沼小学校の体育館と校舎につきましては、相沼として地域会館を建てる場所として、津波浸水から外れている場所ということで、そこは今、総務省というか渡島振興局の中では、認められる範疇だろうということなので、最終的に申請して結果を見てみなければわかりませんが、現段階では、起債の対象に解体部分もなるという取り扱いで整理されております。ですから相沼地区、過疎債とか辺地債がありますけど、辺地債のほうが交付税のバックが大きいので、辺地債のほうで、来年度、再来年度、申請しようかなという計画で財源手立ては考えております。

ただですね、折戸振興会館と相沼母と子の家については、既存の場所にものを建てるというわけではないので、そこはあくまでも単費での改修費ということになります。事業費としても先ほど田中委員さんのほうから出たですね、おおよそ合わせて1億円程度、合算してかかるのかなと。ただ相沼小学校は起債の手立ても今のところは見込めるという中で事業の展開を組み立ててございます。

○委員長（三澤公雄君） 確認します。解体はこの3つの施設を併せて1億円相当。

○地域振興課長（野口義人君） そうです。今現段階ではじいた中では。

○委員（田中 裕君） うちの体育館あれじゃないか。なんかアンモニアじゃなくて、アスベストないの？

○地域振興課長（野口義人君） 一部もしかしたら可能性はあるので、その部分も一応加味した中で建設課のほうには積算していただいております。

○委員（田中 裕君） はい。委員長。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） これが委員会で今回承認されたら年次計画で解体、来年度から移行するというんですけども、地区会館としての位置づけとしては、いつ頃を目途にしてるんだろう。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 最終的には年次計画がスムーズにあって、財源の貼り付けが上手くいったらですね、令和4年の1月ですね。ですから令和3年の12月には完成を迎えて、令和4年の1月からですね、町の皆様に開放した中でこけら落としをしたいと思っております。地元からもですね、早く進めてほしい、早く進めてほしいと再三の一応要望として出ておりますので、一応何とかその要望に応えようかなと思って、最大限、もし駆け足でやったとしてそのタイミングで開設、オープンしたいと思っております。

○委員（田中 裕君） はい。委員長。

○委員長（三澤公雄君） 田中委員。

○委員（田中 裕君） そこでね、旧あんば山が一時避難場所だっということなんだけど、多分そうだと思うんだ。あの辺の地域の人方は。そこで例年住民の方々から、一時避難場所、要するになんとか確保できないかというんだけど、今の現状のままでは、このままなわけだよ。そこでね、太陽光を利用した、電柱を作ってね、あの辺を一時避難場所を整備するという考え方を持っておいて、それと同時にその辺も整備していくという考え方はないのかな。

一時避難場所と言った以上はさ。太陽光だから費用はそんなにかからないと思うんだよな。電柱1本と太陽光のそのものを、町の中夜明るくしてやれば、住民の方々の不安も私は少なからず取れると思うんだよね。一時避難場所あんば山ですよっていったって、真っ暗いところにどう避難せっていうのよってという意見もまた片方にあるんだけど、その辺も含めてね、あの辺の整備計画を図ってやって、1年でぼんとやれば金額も大きくなって費用も大きくなってできないけども、何年か毎の計画でね、その辺作っておいたほうが私はいいかなって思うんですけども、その考え方はお持ちでしょうか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 今回の議論でもですね、先ほどの副町長と係長の説明の中でも避難所は全く別なたちでということ言ってますので、将来的にその施設まで踏み込めるかどうかはまだ不透明でございますが、最低限プレハブと

○委員（田中 裕君） プレハブじゃない。

○地域振興課長（野口義人君） じゃない。町としても今。

○委員（田中 裕君） 明かり。

○地域振興課長（野口義人君） 内部的に照明の部分も土地の問題等もございますが、ちょっと前向きにですね、そこまで誘導できるような仕組みを考えていきたいとは思っております。

○委員（田中 裕君） いきなさい。以上で終わります。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 1億ほどかかるって言うんだらうけども、小学校って耐用年数過ぎてるんですか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 建設年度からいけばですね、45年が耐用年数ということになりますので、ほぼほぼ耐用年数に近いという状況です。あと施設の解体についても国庫補助金を活用した中でも10年以上をクリアして解体することであればですね、大臣への承認じゃなくて報告だけで解体は速やかにできるという条件で整理されてございます。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 先ほど田中さんの質疑の中でも、一時避難場所とってという定義でいけば床面積からいけば小学校っていう建物っていう部分でいけばね、一時避難場所として活用できるんじゃないかって前から思ってるんだけど、だけどこれで、1階も浸水して2階もまだ何とかとか屋上まで避難できれば何とかって言うさ、ことを考えたら、例えば避難場所のあんば山ですか、ここへ行かないまでもここで津波であれば浸水予測がこの程度なので、2階に避難すれば十分助かるとか、そういう例えばこの間も言ったけど、河川の氾濫云々でいったらあと何センチ上積みになる、何メートル上積みになるとかって考えたらどうなんだろうなって。だからそんな早急に解体しなくてもって思うんだけど、その後解体でもいいんじゃないかって思いがあるんだけど、どうなんだろうね。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 先ほど財源的な町サイドの考えでございますけども、財源的な手立てということで、今回一連で解体事業を盛り込むことによって、校舎の部分も将来的に解体できないような、財政的な時代も迎えるかと思うんですけども、現段階であれば、有利な手立てと一緒に解体できるということもございますし、実際建物を建ててですね、校舎の部分が万が一残したとしてもですね、会館の行き来ですとか、通行面、もしくは消防車両の出入り等を考えればですね、将来的には非常に支障な物件になるということもございますので、できれば町の思いとしても、町民の一応町内会の合意の中でも、そこは速やかに校舎も含めて解体していただいた中で、新しい会館を建設する中でのまちづくりを進めてほしいということをおっしゃっておりますので、町もその考えに沿ってですね、今回財源手立てを活用しながらすべて解体して、あくまでも避難する際はですね、津波の場合はあんば山、河川の氾濫の場合はタイムライン等々もございますので、総合センターまでという考えで位置付けてございます。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 一番最初これを見たときに、思ったのは、町の建設方針というのを先に示したんじゃないの。それで話を持って行ってない。そこはどうなんだろうな。

○副町長（萬谷俊美君） 委員長。副町長。

○委員長（三澤公雄君） 副町長。

○副町長（萬谷俊美君） 当初の合意形成をした合併した平成18年当時、合併して新たに母と子の家を建てましょうというのが当時からあって、まだ改修の必要がないうちはですね、老朽化するまではそれぞれの地域にあったほうが便利なので、そのまま使わせてほしいということで、ずっとこれまできて、途中東日本大震災があったときに、浸水エリアがぎりぎりだったということがあって高台に建てたいというのが地域の方の思いでした。

ところがやっぱり高台となると、さっき言ったあんば山という山の上だと、道路を改修しなければいけない。上の平らなところも造成して、上に町の水源の配水地があるということをお考えたときに、やっぱり下でなければ駄目だというのが住民からの意見だったということで、下に建てるのであれば町有地にといたときに、その廃校になった小学校があると。

それを解体して建てることによって将来解体する経費が、今そこに建て替えることによって経費も出るよという話を財政的な話をうちのほうからさせていただいて、そういった方向で住民が納得をしてくれたということでありますので、決してそこに建てたいとこちらから誘導したのではなくて、使い勝手の良い場所に建てるべきだと。もう古くなってるので、もう限界だというのが地域の意見であったと受け止めて、今回の合意形成だというふうになっております。

○委員（田中 裕君） そういうことで。

○委員長（三澤公雄君） あのね、本当に速やかに町のほうが動いてくれた。定例会後の総務常任委員会。そこは本当に有難いです。でも本当は僕らのほうも速やかに動いて、僕ら議会が直接住民の声を聞くという機会を狙っていたところもあったんですけども、こんなのにびりしちゃって反省しています。それでですね、改めて住民の意志はわかったんですけども、今横田委員がたどたどしく聞きたいことを選びながら聞いてたと思うんですけども、もっとほかの提案を聞いた上で住民が判断したんだろうかだとか、住民も町も想定していない新しいアイデアがこの場所に入る余地が全くないというか、そういったことを全部想定した上で住民が考えたのかっていうね、疑問がやっぱり委員の中に、田中委員は地元ですって歴史的背景もわかってるから、合併協定書も含めてそういうものがあると大事にされているのと、母と子の家に替わるものは、これは約束事だとかがあるんでしょうけども、八雲にいる人間は八雲に住んでるいろんな町内会が新しく会館を建ててくれって要望を聞いたこともないし、会館が負担だというような声が圧倒的に多いので、その後の会館の使われ方って、お金をかけて建設、億単位のかかってね、どれだけ有効なのかも含めてね、直接聞きたいという気持ちがあるんですよ。

今ここに上げてきたスケジュールなんかは、多分、今ここで決まれば来年度予算に入って、建設計画が動いて先ほど言った令和4年1月には、3年の12月には竣工式とかっていうかたちになるんでしょうけど、そんなにお時間取りませんけども、総務常任委員会のほうで、1度住民とひざを交えて話すという機会をですね、そういう機会を設けることも待ってもらえないのかなと思います。ちょっと今委員長独断でここまで話をしましたけども、僕はそんなに異論はないのかなと思って勝手に進めてますけども、どうですか。そのスケジュール感。2月の12日に議会報告会があるんですけどもね、それよりも前に総務常任委員会のほうで一般会議みたいなかたちで、参加できる方委員でね。住民と意見交換それを聞いて、なるほどと腑に落ちるものがあつた後にもう一度町側と常任委員会を開くって、スケジュール可能になりませんか。

○委員（田中 裕君） 今の委員長の配慮なんですけども、第3相沼町内会は私の地盤なんですよ。

○委員長（三澤公雄君） わかってます。

○委員（田中 裕君） それで各町内会の会長さんからも意見交換、私個人的にしていますので、委員会が動くとなればまたいろいろな支障もあるから、委員長の考え方も私十分理解しますので、その辺で手を打ちませんでしょうか。そこまでいいんじゃないのかなと思うんですけども。

○委員長（三澤公雄君） この辺で手を打つって、委員長に任せるって言ったじゃないですか。

○委員（田中 裕君） それから動きがあったもんだから。

○委員長（三澤公雄君） スケジュール聞いたらそんな感じでしたよね。

○委員（田中 裕君） だから、その辺までは委員長の配慮としては十分理解するんですけども。

○委員長（三澤公雄君） ランニングとか考えたときに、例えば奥地だから使えないといってもね、奥地に整備して例えば会館の使用だと週に1回とか、曜日を決めて何回とかがっていう行事だったら、足まで町のほうで確保したっていいんじゃないかっていう提案なんかも、試算したらそのほうが安上がりだとか、中長期的に避難所も兼ねて使えるのであればという提案もあったり、例えばですよ、相沼小学校の2階の部分を活用して、1階を使わないかたちにしてですね、逆に補強にして、そして2階と屋上にソーラーパネル、今おっしゃったソーラーパネルを置いて蓄電池を置いて、常時充電可能な状態にして、そうすると将来的な電気自動車が普及したときに、そこがステーションになるだとか、相沼地区はソーラーパネルの数によっては、自分のマイカーのエネルギーはそこで供給できるだとかって、そういった本当に未来に繋がる建て方、活用の仕方、廃校利用の仕方なんかも考えた上で建てるってことになったんだろうか。っていう、横田委員はきっとそういうことも含めての、最初から建てることありきだったんじゃないかって、その質問の背景にはそういうものがある。

そういうことってやっぱり町を通してお話しするよりも、住民がね、委員がこの人数でいたら、この人数なりのいろんな可能性を持ったことを聞いてもらったうえで、それでもやっぱり近いところに俺ら生きてるうちは●●、そういうことなのかっていうのも肌で感じるのも議員の仕事なのかなって思ったりもするので、でも総合計画にも載っている町の方針ですから、やっぱり数十年先のこと、建てたものの寿命の間は少なくとも活用するいろんなものを災害に備えられているものなのかってことを考えたときに十分、住民とその辺は詰めましたよっていうのが不完全だっていう代表的な意見が横田さんだったのかなって思います。田中委員の立場もわかります。本当に十分わかります。合併協定書だとかっていうのも十分わかるんですけども、合併協定書の中には相沼小学校の廃校計画なんかはもちろんなかったですからね。それと相沼小学校の活用なんてものは、母と子の家になる段階でき、あってもよかったのかなと思うんですよ。

どうですか。スケジュールに入る余地もありませんか。議会がでしゃばるといふか議会のポジションとしては。欲しいんですけどもね。いいですよ。委員の中で否定されればお話しはなしにします。

○副町長（萬谷俊美君） 先ほども言いましたように、地域で古くなってるので、早く新しい施設を建ててほしいという意見があるものですから、2年度予算で実施設計費を組む予定であります。それでもその議会報告会で。

○委員長（三澤公雄君） いやいや、議会報告会よりも前に開きたいと。

○委員（田中 裕君） 解体が先じゃないのか。

○副町長（萬谷俊美君） 来年度、解体も予定しています。一緒に、実施設計と解体も予定しておりますけども、議会の皆さんが住民と意見交換をした後に結論を出すとなると、予算

がもう今月で数字が固まってしまうんですよ。そうすると2年度予算が無理で、そこを補正で対応するというのも、この事業がどうなるかなというふうに思いますので、できれば今日議員の皆さんからご理解をいただければ、2年度の当初で予算を組めるなというふうに思っております。

○委員長（三澤公雄君） さて、当委員会の中で僕はすべてのボールは投げたと思います。委員の皆さんに諮りたいと思いますけども、今言った、タイトなタイムスケジュールの中で、もう直接住民に聞く機会を、まだ今週もう1週残っていますから狙っていくのか、それとも町が予定をしていたタイムスケジュール、今月中には素案を上げて、2年度の新規の新年度予算に予定通り計上していくことをここで認めていくのか、異例ではありますけども、ちょっと、決めたいなかたちで諮らざるを得ないのかなと思うんですけども。

○委員（大久保健一君） 決で諮るの。

○委員長（三澤公雄君） 2択で。

（何か言う声あり）

○委員長（三澤公雄君） ここで、はいというか、もうちょっと僕らの意見を町民にディスカッションした上での、改めてこの案についてのということで、僕はこの2択をやりたいと思うんですけども。

○委員（大久保健一君） ちょっともう一回再確認で。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 再確認で、ここに建てるってことになってしまえば当然避難所としての機能はなしっていうことだよな。それで、じゃあここに会館は建てるけど避難所はべっくに高台に建ててくれって話にはならないって解釈でいいのかな。

○地域振興課長（野口義人君） 基本的にはそういう解釈で。

○委員（大久保健一君） それとか、あとこの話し合いがなされる段階で、町は明らかに、町の方針とすればね、いや、わからないよ。多分なんだけど、何よりも人命が1番だと。例えば消防車両の車庫になるって言ったら、常日頃から啓発してないと、告知してないと、まさか消防車両のある場所が、浸水被害に遭うような場所だって思わない住民もいるかもしれないし、ここに逃げる人もいるかもしれないし、そういう安全性を犠牲にする可能性があるってことを十分認識の上での話なんだよね。それは間違いないの。

○地域振興課長（野口義人君） 間違いないです。

○委員長（三澤公雄君） 大川小学校の判決の例もありますので、よくよく考えてください。

○委員（大久保健一君） それがすごく心配で、ましてや熊石地区は奥尻沖だとか、何十年かに1回は必ず津波が来てる実績はある地区ですよな。だからその現世代だけがいいとかじゃなくてさ、これから何十年って使っていく建物として、本当にいいんだよねっていうのがすごく心配で、例えばそれで人が亡くなったりだとか、事故が起きたりだとかってことで、町と住民との訴訟問題だとか、大川小学校の例もあげてくれたし、本当にそういう例も考えた上での結論なんだよねっていうのがすごく心配で、俺たち議員とすればちょっと心配なのが、片やハザードマップだとか防災計画だとか立てておきながら、給食センターをあそこに建てただとかというのをちょっと後悔してるっていうか、もうちょっと議員側としてやれるべきことがあったんじゃないかって考えるとところがあるので、これもうちよ

っとなんか委員長が言うように、住民の直接的な声を聞きたいとかっていう気持ちはあるんだよね。どうですか。実際のところ。

○地域振興課長（野口義人君） 繰り返し、避難所の位置づけではないよということで、町民のほうも今現在のメンバーが納得してますので、これは後世に引き継がれるべきだと思いますので、あくまで津波の場合は高台のあんば山という場所があるので、昔から相沼の人はそこに逃げるというのが、まず術だったので、そこは間違いはないと思いますし、我々も町民の意見をくみ取った中での答えということなので、一方的に行政側の主導でそこに押し付けたっていう場所でもないですし、実際その分遣所についても今現在泊川のほうに、確かに消防の車両は格納してますけど、その場所であっても実際津波の浸水区域内には入ってるという状況もありますので、場所としては何も問題はないと思っております。

○委員（大久保健一君） そこまでいうならね。

○委員長（三澤公雄君） 今日をもって了承してもいいっていう空気ですか。

○委員（田中 裕君） そういう方向でいってください。

○委員長（三澤公雄君） そういう空気感ですね。

○委員（田中 裕君） 総務でもかなり練ったんだからさ。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。では、この件はそういうことで終わります。

【地域振興課職員退室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、これで総務経済常任委員会を閉会します。

[閉会 午後 1時09分]